

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程の一部を改正する告示

家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年岩手県告示第328号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1 家畜人工授精に関する講習会の科目及びその時間				1 家畜人工授精に関する講習会の科目及びその時間			
区分		科目	時間	区分		科目	時間
学科	一般	[略]	[略]	学科	一般	[略]	[略]
	科目	関係法規	<u>3</u>		科目	関係法規	<u>5</u>
専門	科目	[略]	[略]	専門		科目	[略]
	科目	人工授精			科目	家畜人工授精及び家畜人工授精 用精液の保存	
実習		[略]	[略]	実習		[略]	[略]
		人工授精				家畜人工授精及び家畜人工授精 用精液の保存	
2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の科目及びその時間				2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の科目及びその時間			
区分		科目	時間	区分		科目	時間
学科	[略]		[略]	学科	[略]		[略]
	体内受精卵の処理				体内受精卵の処理及び保存		
		[略]				[略]	
実習		体内受精卵の処理	[略]	実習		体内受精卵の処理及び保存	[略]
		[略]				[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。